

「気候影響・利用研究会」規約

(2003年3月20日改正)

第1条 名称

本会は「気候影響・利用研究会」と称する。

第2条 事務所

本会の事務局は会長の指定するところに置く。

第3条 目的

本会は気候の影響・利用に関連する研究・調査に必要な活動を行う。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

事業年度は4月～3月とする。

1. 年おおむね2回の会合(研究発表会、シンポジウム等)を開催する。
2. 会報を発行する。
3. 国内・国外の研究・調査に関する情報を収集・交換する。
4. 文献・資料の収集及び活用を行う。
5. 必要に応じて部会を行うことができる。
6. その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第5条 会員

会員は本会の目的に賛同する個人もしくは団体とする。

1. 会費は個人一般会費は年5,000円、個人学生会費は年2,500円、団体会費は年7,000円とする。
2. 特に本会に功績のあった者を総会の議決を経て、名誉会員とすることができる。名誉会員は会費を要しない。
3. 会費を2ヶ年滞納した者については、刊行物の配布を中止し、会長がこれを除籍することができる。

第6条 役員

会長1名、幹事若干名をおく。

会長及び幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 役員を選出

役員を選出は、一般会員の中から以下により行う。

1. 幹事は、総会において選出される。
2. 会長は、幹事の互選により選出される。

第8条 顧問

本会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は本会の運営に関する助言などを行う。

第9条 総会

会長は本研究会を代表し、毎年1回以上総会及び幹事会を召集しなければならない。幹事会は会務に関する事項を審議する。